

地球温暖化対策に取り組む 事業所を募集しています

（申）環境課（本庁舎内） ☎ 82 - 1290

市では、地球温暖化対策に取り組む事業所を随時募集しています。認定を受けた事業所は、市のホームページを通じて広くPRします。

■制度名 / 丹波市地球温暖化防止対策推進事業所認定制度

■対象 / 事業活動の中で地球温暖化対策に取り組んでいる事業所

■特典 / 取組のPRおよび丹波市建設工事入札での加点対象

■申請方法 / 環境課へ申請書を提出

■申請後 / 聞き取りや現地確認による審査を経て認定となります。

■そのほか / 認定には市が指定する12項目のうち、4項目以上の取組が必要です。認定項目など詳しくは、市のホームページを確認ください。



ホームページ

通報が増えています 野焼きは禁止です

（申）環境課（本庁舎内） ☎ 82 - 1290

野焼きによる廃棄物の焼却は法律で禁止され、行政指導または警察による検挙の対象となります。また、例外として認められている焼却行為でも、煙や悪臭などで周囲から苦情が出た場合には消火をお願いすることがあります。

家庭ごみや庭の枝木、草などは燃やさずに市のごみ袋で出すか、大量の場合は市のクリーンセンターに持ち込んでください。

※山南地域は丹波篠山清掃センターに持込

プラスチック製品の 資源化が始まりました

（申）環境課（クリーンセンター内） ☎ 78 - 9999

4月1日（月）から、プラスチック製品の資源化が始まりました。これまで、燃やすごみとして捨てていたCDケースやクリアファイル、歯ブラシなどは、プラスチック系のごみ用袋と一緒にに入れて、ごみステーションへ出してください。

■対象 / 素材100%または大部分がプラスチックでできた製品

異物は職員が手作業で取り除いたあと、機械で圧縮・梱包し、資源としてリサイクルしています。



プラごみとして収集できないもの

1辺が50cmを超えるもの

電動で動くおもちゃ



合成ゴムなどの複数の素材が使用されているもの

汚れがついた状態の容器

電池で動くおもちゃや医療系廃棄物、1辺が50cmを超える大きなもの、汚れがついた状態のものは、プラスチック系のごみ用袋には入れないでください。詳しくは、「丹波市ごみ分別・収集カレンダー」を確認ください。

みんなで家庭ごみ減量チャレンジ！

1日あたりのごみの排出量目標値：1人412g

4月の1日あたりのごみ排出量：1人484g（89g）

※（ ）内は前月比

目標値達成まで、1日卵約2個分のごみを減らそう！

